

集落営農の法人化における 法人形態（農事組合法人，株式会社）の選択について

農業・農村領域 上席主任研究官 小野 智昭

1. 進む集落営農の法人化—その法人形態

この10年間に全国で集落営農が増加するとともにその法人化も進展し、農産物を販売する集落営農の33%が法人組織になりました（平成27年2月）。その法人形態は、農事組合法人が88%と圧倒的で、株式会社¹⁾はごく一部です。これは農業法人の多くが株式会社であることと対照的です。集落営農の法人形態選択の一般的理解は、構成員の多い集落ぐるみ型組織²⁾は農事組合法人、構成員の少ない担い手委託型（2階建て型）は株式会社、というものです。しかし、はたしてそれでいいのかどうか。法人形態選択のあり方を実態調査から検討しました。

2. 「1人1票」制採用の多様な方法

(1) 農事組合法人を選択する理由

多くの集落営農が法人形態として選択する農事組合法人は農協法上の制度ですが、その特徴は大きくは2つあります。1つは協同組合的特徴で、①総会での議決権が「1人1票制」（株式会社は「1株1票制」）であること、②従事分量配当³⁾が可能であることです。もう1つは農民的制約と言えるもので、①事業の多角化について、農業関連事業以外（例えば大規模除雪、公共施設等の管理、貸し農園等）は不可、②役員は農民や物資・役務提供者等に限定、③常時従事者の3分の1以上は構成員とその家族であること、というものです。

調査対象の農事組合法人（10法人）について農事組合法人選択の理由を第1表に示すと、協同組合的特徴のどちらかを選択理由としています。①「1人1票制」は集落の平等原理に適合的だから、②従事分量配当制を赤字回避のために活用できるから、というものです。従事分量配当を農事組合法人選択の理由に挙げる法人は、任意組織での経営年数が短く、経験が少ない組織に多くあります。また株式会社からのオペレータ賃金は給与所得になるのに対して、従事分量配当は税務上「農業所得」なので、公務員等が役員やオペレータ等になっても兼業禁止規定に抵触しないという理由もあります（1法人）。

第1表 法人形態選択の理由

(単位：法人)

法人形態	調査数	
	農事組合法人	1人1票制による構成員の平等主義
	従事分量配当制の活用	4
株式会社	調査数	
	事業の多角化	4
	構成員家族以外の常時従事者の雇用	3
	経営者のリーダーシップの発揮	2
	業務執行権の明確化	5
	意志決定の迅速性	4
	地域内に先例があるから	6

資料：農林水産政策研究所調査による。

(2) 株式会社で「1人1票制」を採用

集落ぐるみ型集落営農には1人1票制が適合的だ、というのが農事組合法人選択の大きな理由です。しかし逆に、株式会社では1人1票制は不可能なのか。この点について実態を分析しました。

株式会社の集落営農法人（15法人）の組織タイプや構成員数と議決権との関係を第2表に示します。2階建て型法人では、構成員（株主）が数人の組織は1株1票制ですが、それ以上の組織では1人1票制を採用し、さらに構成員が数十人以上の集落ぐるみ型法人でも1人1票制を採用しているのです。

第2表 株式会社形態の集落営農法人の議決方式

(単位：法人)

組織タイプ	構成員数	議決権	
		1株1票 会社方式	1人1票 組合方式
2階建て型	数人	4	-
	20人未満	-	4
集落ぐるみ型	数十人以上	-	7

資料：農林水産政策研究所調査による。

株式会社での1人1票制は、主に3つの方法があります。1つは構成員各人が同額の出資を行う方法です。これだと、各自が同額出資ゆえに同じ議決権になります。もう1つは会社法で導入された「議決権制限株式制」です。株式を公開しない非公開株式会社（譲渡制限付株式会社）では、定款に明記することで、株式会社でも1人1票制を採用できます。

1人1票制は農事組合法人の専売特許ではなく、株式会社でも採用可能です。さらに、1株1票制のまま問題がないとする組織もあります。株主総会での決定は、一般に全員一致で行われることが多いため、表決の際に票数は関係ないからです。しかし1人1票を制度的に担保するためには上記2方式を採用すべきでしょう。

3. 株式会社選択の理由

株式会社の集落営農法人（15法人）が株式会社を選択した理由についても先の第1表に示しました。

第1は農事組合法人の法的制約を脱するためです。その1つは事業の多角化です。先述のように農事組合法人が行える事業の範囲には制約がありますから、それを越える多角化のためには株式会社の選択が必要です。特に積雪地域の法人は冬場の就業場面として除雪作業受託が重要ですから、株式会社化が必要です。もう1つは、常時従事者における構成員と家族以外の雇用の増加です。構成員とその家族以外の常時従事者が2/3を超えて増加した場合には、農事組合法人の要件を欠くこととなりますから、株式会社への転換が必要になります。

第2は、法人内における意思決定・執行方式です。多くの株式会社法人が、経営者のリーダーシップの発揮、業務執行権の明確化、意志決定の迅速性を株式会社選択の理由に挙げています。他方で、農事組合法人の代表者には、「理事会での決裁権限は100万円以下の機械購入までなので、迅速な決定ができない」、「役員会だけで決定できない」という現状から、株式会社への転換を望む声があります。

第3に、「地域内に株式会社化の優良な先例があるから」という受動的理由が、最近設立の株式会社によくあります。地域内に株式会社化の先事例があり、その成功を見て追隨的に株式会社化したというものです。法人化、さらには法人形態の選択は先事例による影響（デモンストレーション効果）が非常に大きいのです。法人化や法人形態選択は、普及機関やJA等の助言の効果が大きいので、第1、第2の理由から株式会社化への重点的指導を行い、先事例をつくることで、その株式会社選択の事例が地域内へ波及するという連鎖が生じます。

4. 法人形態選択のあり方

農事組合法人は定款で理事会に委任したものを除き、総会が組合の事務すべてについて決定できません。これに対して会社法による株式会社では、取締役会を置かない場合は農事組合法人と同様に株主総

会ですべての決定を行えますが、取締役会を置く株式会社では、法律・定款で定められた基本的事項だけを株主総会で決定し、他は取締役会で決定できません。集落営農法人は後者の取締役会設置型でしょう。

構成員が多数の農事組合法人では、構成員が分化（経営者、オペレータ、管理作業員、地権者）するにつれて構成員の意向が分かれ、新たな事業や投資に対して否定的な意見が出たりします。また臨時総会を開かないと機械導入のための補助金申請が行えないという事態も起こります。こうして農事組合法人では、理事会での迅速な意志決定や業務執行権の制約が課題となっています。株式会社で1人1票制を採用し、協同組合的な構成員の平等制と企業的な意思決定・事業執行をミックスさせる法人化が有効です。逆に、農事組合法人では理事会の権限を強化することで執行権の問題を解決する方向が必要です。

経験不足の組織で赤字回避が可能な従事分量配当制活用のために農事組合法人が選択されることを述べました。そうした組織には、第1ステップで従事分量配当制を活用した農事組合法人へ、そして数年後には第2ステップとして経験を積んだ後に株式会社へ移行という段階的法人化計画も有効でしょう。

法人化では普及機関等による指導が非常に大きな影響を与えます。それら機関が、株式会社における1人1票制の採用、農事組合法人から株式会社への段階的法人化等の情報提供や指導を行うことが必要です。特に先事例によるデモンストレーション効果が大きいことから、先行的取組の重点的指導と地域内への波及が今後とも重要です。

注(1) 平成18年の会社法施行によって有限会社制度が廃止されて株式会社制度に吸収され（存続する場合は特例有限会社となる）、最低出資制度も廃止された。

(2) 集落ぐるみ型は集落のほとんどの農家が構成員である組織で、機械作業はオペレータ農家、管理作業は個々の構成員が実施するものが多い。担い手委託型はオペレータ組織が独立してあり、集落と関係する組織で2階建て型とも言われる。

(3) 従事分量配当は、決算後に構成員の従事時間に応じて配当を行うもので、実際上は収益の様子を見て時給を決定できるため、赤字回避のメリットがあると認識されている。このため従事分量配当制の活用を目的に農事組合法人が選択されることが多い。